

介護保険制度が変わりました

市では、介護保険制度を安定的に運営するために見直しを行いました。被保険者の皆さんにその主な内容をお知らせします。

4月から実施

■第8期介護保険料が決定しました

基準額は
74,400円(年額)

介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要になるかの見込みを考慮して3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、基準額を定めています。4月からの第8期(令和3年度からの3年間)では、第1号被保険者介護保険料の基準額を第7期と同額の月額6,200円に設定しました(表1)。

8月から実施

■高額介護サービス費の限度額が一部の人の引き上げられます
同じ月に利用した介護保険の利用者負担額が、一定額を

超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担額段階区分(所得に応じた区分)の「現役並みの所得相当の人」の限度額が年収金額によって変更されます(表2)。

■介護保険負担限度額の認定要件や段階が変更されます
所得が低い人で、介護保険施設を利用している人の食費・居住費補助の認定要件および補助内容が変更されます(表3)。

■介護保険サービス全般については

いきいき長寿課

☎0869-26-5926

■介護保険料については

課税務課

☎0869-22-1114



【表2】高額介護サービス費の自己負担限度額

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の人(年収約383万円以上)	44,400円(世帯)

令和3年8月から

区分	限度額
年収約1,160万円以上の人	140,100円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の人	93,000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の人	44,400円(世帯)

【表3】居住費・食費の自己負担額(1日あたり)

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況	預貯金などの状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1	生活保護受給者など	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円(420円)	370円	820円	490円	390円(600円)
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円(1,000円)
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円(1,300円)
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人						

【表1】瀬戸内市の保険料の基準額 74,400円(年額)

所得段階	対象となる人	調整率	年額保険料	
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.3	22,400円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が	80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.5	37,200円
第3段階		120万円を超える人	基準額×0.7	52,100円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が	80万円以下の人	基準額×0.9	66,900円
第5段階		80万円を超える人	基準額×1.0	74,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の人	基準額×1.2	89,200円
第7段階		120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	96,700円
第8段階		210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	111,600円
第9段階		320万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	126,400円
第10段階	400万円以上の人	基準額×1.8	133,900円	

【介護保険の更新手続き】

■介護保険負担限度額認定証の更新時期です

介護保険施設を利用している人の食費・居住費補助が受けられる介護保険負担限度額認定証の更新時期は、6月上旬から7月末までです。現在この証をお持ちの人に「更新のお知らせ」を6月上旬から中旬ごろにかけて発送します。

▽認定要件

①本人および同一世帯の人(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税であること
②預貯金などの資産が利用者負担段階(所得に応じた区分)の基準額以下であること
※詳しくは、表3をご確認ください。認定要件に該当しない場合は、申請書の提出は不要です。

▽負担限度額認定証を利用できるサービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

■介護保険負担割合証を郵送します

事業対象者、要支援、要介護の認定を受けた人全員に、自身の負担割合(1~3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月上旬ごろに発送予定です。

▽申請場所

いきいき長寿課、市民課、牛窓支所、裳掛出張所

※有効期間は、8月1日から翌年度の7月31日までです(毎年度発行)。

なお、更新手続きは不要です。

いきいき長寿課

☎0869-26-5926

